

## Q&A（平成28年7月1日 追加）

ここでは、県内の高等学校等から寄せられた、主権者教育の進め方や生徒による政治的活動等の取扱いに関する疑問について、Q&A形式で回答しています。

なお、今後も、高等学校等から新たに疑問が寄せられた場合には、Q&Aの項目を追加していく予定です。

Q9

特別支援学校における主権者教育の在り方をどう考えたらよいのですか。

主権者教育の進め方に関する質問

A 特別支援学校における主権者教育の在り方については、高等学校等で行う主権者教育の在り方と基本的に変わりはありません。

国の副教材「私たちが拓く日本の未来」の活用のための指導資料P.54～55にも実践例が掲載されていますが、政治やそのプロセスである選挙の仕組みを学習するに当たり、個々の生徒の障害の状態を踏まえ、物事への理解の程度やコミュニケーションの状況等を含めた日常生活や社会生活への適応状況、さらに学校、地域等の実態に即して、指導目標や指導内容を具体的に設定する必要があります。

Q10

授業において実際に選挙に合わせて模擬投票を行った際、生徒から「先生はどの候補者（どこの党）に投票するのか？」という質問がありました。どう答えればよいのでしょうか。

主権者教育の進め方に関する質問

A 教員の言動は、生徒に与える影響が極めて大きいことから、生徒から教員の主義主張を尋ねるような質問があった場合でも、教員が特定の見解を自分の考えとして述べることについては避ける必要があります。

なお、選挙運動期間中に指導を行うに当たっては、教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、生徒に対して特定の政党や候補者に対する投票行為を促したり、妨げることをしないよう特に留意することが必要です。

Q11

選挙終了後に、投票に行ったかどうかを生徒に尋ねること（調査すること）は可能ですか。

その他、主権者教育に関する質問

A 実際の選挙に当たって、どの候補者や政党に投票したかは、投票の秘密として守られるべきものです。選挙終了後に、投票に行ったかどうかを生徒に尋ねる（調査する）場合も、尋ね方（調査の方法）によっては疑義が生じる恐れがあることから慎重な対応が求められます。 ※日本国憲法第15条第4項【秘密投票の保障】

Q12

選挙に際して、生徒に対して「選挙に行きなさい。」と言ってよいのでしょうか。投票を強制することは可能ですか。

その他、主権者教育に関する質問

A 投票に行くことを呼びかけることは、選挙啓発につながり、実際の投票行動を促すためには有効です。

ただし、投票行動は権利であり、有権者自身が「投票する」又は「投票しない」という判断を行うべきものであることから、投票を強制することはできません。

Q13

選挙権を有する高校生が、選挙期間中に友人の家で一緒に勉強していて、雑談の中で「〇〇候補に投票して」と依頼することは、公職選挙法で禁止される戸別訪問にあたりますか。

生徒による政治的活動等の取扱いに関する質問

A 戸別訪問とは、投票依頼など選挙運動の目的で、戸別に有権者の家や会社、工場などを訪問することであり、公職選挙法では禁止されています。

したがって、満18歳以上、満18歳未満に関わらず、選挙期間中に戸別訪問を行うことはできません。

このため、投票を依頼する目的をもって2戸以上を訪問することは、公職選挙法に抵触する恐れがありますので特に留意が必要です。

※ これらのQ&Aは一般的なものですが、その他、疑問があれば県選挙管理委員会又は市町選挙管理委員会に問い合わせることも方法の1つです（本文 p15）。

Q6

1か月前に他県から転居してきた生徒も、18歳以上であれば、現在の県で投票できるのですか。

A 選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿に登録されるためには、満18歳以上の日本国民で、その市区町村において住民票が作成された日又は転入届を行った日から引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されていることが必要となります。

したがって、1か月前に他県から転居してきたのであれば、選挙人名簿に登録されていないため、満18歳以上であっても現在の県で投票することはできません。

ただし、公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第8号：平成28年6月19日施行）の成立により、旧住所地に3か月以上住んでいた場合は、旧住所地で投票することが可能になりました。また、投票日前でも、旧住所地の期日前投票所に行って投票することができますし、旧住所地に行けない場合でも、不在者投票という制度を活用することができます。

※下線部については、平成28年7月1日追記